

## 全員協議会次第

令和元年9月10日  
全員協議会室 10:45～

1. 開 会 (10:45)  
齊藤事務局長
  
2. 挨拶  
小松副議長
  
3. 協議事項
  - (1) 「第5次総合計画後期計画(案)」について
  - (2) 意見書の調整について
  
4. 報告事項
  - (1) 総務常任委員会
  - (2) 議会広報広聴常任委員会
  
5. その他
  
6. 閉 会 (12:14)  
小松副議長

令和元年9月10日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二  
議員 吉村美津子  
議員 細田三恵  
議員 菊地浩二  
議員 増田磨美  
議員 内藤美佐子  
議員 山口正史  
副議長 小松伸介

議員 鈴木淳  
議員 桃園典子  
議員 林善美  
議員 落合信夫  
議員 本名洋  
議員 細谷光弘

欠席議員

議長 井田和宏

説明者

政策推進室 島田高志

政策推進室 富田篤  
政策推進室 主任

政策推進室 丸野寿子  
政策推進室 主任

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 齊藤隆男

事務局 山田亜矢子  
書記

---

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。  
(午前10時45分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、小松副議長よりご挨拶をお願いいたします。  
○副議長（小松伸介君） 皆様、改めましておはようございます。一般質問の後の全員協議会ということでお集まりいただきまして、大変にありがとうございます。また、週末は三芳まつりが行われまして、大変最後の夏祭りということで、三芳まつりを終えると本当に夏が終わるかなというふうに感じるころでもございます。また、昨日は台風15号ということで、当町でもハウスの被害であるとか街路樹の被害、また冠水の被害等もあったようでございます。改めてしっかりとした防災対策を、今後も我々としても議論してまいりたいというふうに思った次第でございます。

本日は、協議事項としまして第5次総合計画後期計画の案ということで、政策推進室の皆様に来ていただいてご説明をいただきます。どうか皆様のご協力を賜りまして、スムーズな進行を努めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○事務局長（齊藤隆男君） ありがとうございます。

---

◎「第5次総合計画後期計画（案）」について

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、次第の3、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（小松伸介君） それでは、早速協議事項のほうに入らせていただきます。

まず初めに、担当課よりパソコンの持ち込みを申請されましたので、許可いたしましたのでご報告をいたします。

それでは、協議事項（1）、「第5次総合計画後期計画（案）」について、政策推進室長、よろしくお願いいたします。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 政策推進室長、島田です。よろしくお願いいたします。

皆さん、おはようございます。議会ご苦勞さまでございました。本日は、第5次総合計画の後期計画の素案ができて上がりましたので、ご説明させていただきたいと思います。本日出席させていただいておりますのは、担当の富田と、あと主任の丸野でございますので、着座にて説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

お配りいたしました資料につきましては、総合計画後期計画策定の方針と、あと裏もありますので、策定体制が書いてあります。あと、もう一枚が計画策定経過ということと、あと素案ということで基本計画部分だけ抜き出したものがございますので、それを中心に進めていきたいと思います。経過皆さん、ございますか。

○副議長（小松伸介君） 一番下に計画策定の経過という紙が1枚ありますので、見ていただければと思います。

○政策推進室長（島田高志君） 計画策定の経過、ああ、ありました。申しわけございません。隣の方がなかっただけです。失礼しました。

最初に、総合計画策定の目的ということでご説明申し上げます。第5次総合計画は、計画期間を平成28年度から、ここは平成と言わせていただきますけれども、平成35年までの8カ年を計画として策定しております。「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成され、「基本計画」では基本構想における基本目標に基づき、主要な基本施策を示し、各施策の現状と課題を捉えた達成目標及び所管課を設定しております。

基本計画の計画期間は、前期と後期で分けられておりまして、それぞれ4年とさせていただきます。令和元年をもって前期計画が終了することから、令和5年までの4カ年を計画期間とする後期計画を策定いたしますということが目的になります。

策定の方針でございます。前期計画の進捗状況を的確に捉え、行政評価制度を活用した計画策定とします。

社会情勢の変化や三芳町を取り巻く社会環境の変化を捉え、より効率的で実現性の高い計画策定といたします。

住民の声を反映できるよう、総合計画審議会を設置するとともに、パブリックコメント等住民の意見を聞く場を設け、住民の意見を反映させた計画策定とします。

4番です。各施策分野において策定した個別計画等との整合性を図り、第6次計画につながる計画策定といたしますということが策定の方針となっております。

策定体制でございますが、町長から議会に上程をさせていただきます。事務局は政策推進室で、各課と調整を行って、住民等を代表する総合計画審議会、庁内の総合計画策定委員会を経て、総合計画審議会が町長に諮問答申を行うところでございます。

続きまして、策定経過でございますけれども、策定経過につきましてはごらんのとおりののですが、昨年住民意識調査を行いまして、総合計画審議会まで昨年行っております。実は、ここで1つ抜けているのがありまして、5月の21日に全員協議会にて住民意識調査の報告をさせていただきます。抜けております。申しわけございません。そこは、後に追加させていただきたいと思っております。そうしまして、総合計画策定委員会を通しまして各課ヒアリング等を行って、現在素案等を作成したところでございます。

続きまして、また今度は素案のほうを見ていただきますと、どこのページでも結構です。例えば、11ページをごらんになると、左上なのですけれども、現状、下に課題、そして右ページになりまして、今後の施策、関連計画、ここ関連計画はないところもございます。達成目標など、1つの施策における構成は前期と変わりません。変更した箇所は、黄色いマーカーで記してあります。あと、今後の施策の右上にSDGsのうち、17の目標のうち、その施策に該当するものが印刷してあります。これは、今後これから、今後というか今もそうなのですが、三芳町がSDGsのまちづくりに向けて取り組んでいくために、SDGsの目標をあえて記したものでございます。現在パブリックコメント中ですので、議員の皆様の意見も反映して、12月の議会に上程していきたいと考えております。基本計画は、基本的に前期のものを踏襲しております。大きく変更のあった部分につきましては、これから担当のほうで説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願

いたします。

○副議長（小松伸介君） では、政策推進室担当主幹、富田主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 富田です。それでは、こちらについてご説明させていただきます。

今、室長からお話ありましたように、今回後期基本計画につきましては、現状と課題、それと関連計画についてはおのおの現状及び前期基本計画策定から今日までの状況を鑑みて、それについて反映させた表記としておるところです。表現の調整等も含め、変更した箇所については、各ページ黄色いマーカーで示しておるところです。

それで、後期基本計画の今後の施策につきまして、大きく変更のあったものを取り上げてご説明させていただきたいと思います。それでは、お配りしてあります素案の16ページをごらんください。こちらで今後の施策⑤番、姉妹都市等を通じた国際的な文化交流、こちらを追加してございます。それと、同ページ⑥番、東京オリンピック・パラリンピック効果の活用とレガシーの構築、こちらにつきましては99、100ページの部分の、前期計画ではこちらに東京オリンピック・パラリンピック効果の活用といった今後の施策がありましたが、こちらをこのみんなで未来を拓くまち、多様な交流・協働のまちづくり、地域の国際化・国際親善、こちらの施策のほうに移したものになります。そして、内容につきましては具体的な内容を追加してあるところでございます。

続きまして、36ページをごらんください。こちらの今後の施策の⑤番、「よみ愛・読書のまち」の推進、こちらにつきましては表記変更による文言修正となっております。

続きまして、40ページをごらんください。40ページの④番、「芸術文化のまちづくり条例」の推進、こちらにつきましては条例策定を既に完了しましたことから、「推進」という文言に変更してございます。内容につきましても、それに合った内容に修正しておるところです。

続きまして、48ページをごらんください。こちらの④番、ひとり親家庭等への支援の充実、こちらにつきましては、この内容で就労支援に関する内容を追加しております。具体的事項についても、追加と修正を加えたところでございます。

続いて、52ページをごらんください。こちらの③番、母子保健対策の充実、こちらにつきましては子育て世代包括支援センターの開設を受けて内容のほうを修正させていただいております。

それと、同ページの達成目標につきましては、より事業の効果が測定できる指標に変更しております。全部で4項目の変更となっております。

続きまして、54ページをごらんください。こちらの③番、相談支援体制の充実、こちらにつきましては地域包括支援センターの強化という名称から変更しております。支援センターで行われていた業務内容に注力した内容の修正となっております。

同じく同ページの⑥番、生活支援サービスの体制整備、こちらにつきましては追加をさせていただいております。

こちらの今後の施策の達成目標なのですが、こちらにつきましてはより事業の効果が測定できる指標としまして、全3項目変更となっております。

続きまして、56ページをごらんください。②番、ふれあいセンターの新たな事業展開、こちらにつしまし

てはふれあいセンター移転後、現在のふれあいセンター事業に合わせた内容に変更となっております。

同ページの③番、地域福祉の充実、こちらにつきましては黄色い部分、こちらを文章のほうを追加してご

ざいます。

それと、同じく同ページの④番、シニア世代の活躍を推進、こちらの項目を追加してあります。

続きまして、58ページをごらんください。こちらの①番、情報・相談・権利擁護の充実、こちらにつきましては黄色い箇所、文章を追加しているところでございます。

続いて、同ページの②番、生活支援サービスと保健・医療体制の充実、こちらにつきましては具体的な内容を追加した形になっております。

同じく同ページの④番、安全安心な生活環境の整備、こちらにつきましても文章を修正して追加しているところでございます。

続いて、同じく同ページの⑤番、社会参加と地域福祉の推進、こちらにつきましては具体的な内容を追加いたしました。

同じく同ページの⑥番、地域生活支援拠点整備事業、こちらを新たに追加しております。

続いて、62ページをごらんください。こちらの⑥番、地方創生総合戦略の推進、こちらの部分で、現在国のほうでも変更、推進、策定しております、この国の方針に合わせた変更となっております。

続いて、66ページをごらんください。こちらの④番、公園の整備、この箇所につきましては具体的な内容を新たに追加しております。

続いて、68ページをごらんください。こちらの②番、都市計画道路の整備、こちらにつきましては文章の修正、それと追加をしております。

続いて、74ページをごらんください。こちらの②番、自転車の安全な利用の促進、こちらにつきましては条例策定を既に完了したことから、内容を修正しております。

続いて、86ページをごらんください。こちらにつきましては、③番、藤久保地域拠点施設の整備ということで、前期計画では学校施設の地域拠点化の推進から、より具体的な内容に変更しております。

続きまして、100ページをごらんください。①番のシティプロモーション活動の推進、こちらにつきましては具体的な内容を追加しております。

続いて、102ページをごらんください。こちらの①番、観光拠点の連携、前期計画では観光拠点の整備となっておりますが、そこからの変更となります。内容につきましては、具体的なものを追加して変更しております。

続いて、120ページをごらんください。③番の環境美化地域清掃活動の実施、こちらにつきましては前期計画において、ごみゼロの日・クリーン三芳町民運動の実施から、事業内容の変更に伴い名称を変更しております。それと同時に、達成目標についても変更しております。

以上が大きく変更のあったものとなります。

○副議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） はっきり言って、きょうこの厚い冊子を配って、なかなか意見というのはいづらひとは思いますが、基本的には今の現状に直したのと、今の課題にプラスしたこと。あと、先ほど富田のほうから説明しました施策については、新たに追加したものであると現状行っているも

のに変えております。あと、目標自体も変わっているところがございますので、より効果的な目標を挙げさせていただいたところがございます。なかなか目標の変更に対しては、理由もちょっとありますので、その辺を加味して当初の目標からは変更させていただいています。

基本構想部分については8年というふうな形になっておりますので、今回変更はしません。基本計画のみ4年、4年で分けるということですので、基本計画のみ上げさせていただきました。ご意見等いただければというふうに思います。12月の議会に上程をしていきたいというふうに考えていますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○副議長（小松伸介君） 以上で担当課からの説明を終わりということで、この件に関しては12月定例会に上程されるということで、ただいまの説明を受けて聞き漏らし等があればご発言いただきたいと思います。挙手いただければと思いますが、いかがでしょうか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。説明ありがとうございました。

今、課長のお話の中から、議会の意見をまとめて聞かせていただきたいというお話だったのですが、これは例えば今パブリックコメントを行っている中で、そのパブリックコメントが終了した暁というか、それなのか、その前なのか、もうパブリックコメントはこの素案で出されていると思うのです。そんな中で議会からの意見も伺うというのは、例えばいつまでに意見をまとめてほしいとか、そういうこともあるのでしょうか。

○副議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えします。

できればパブリックコメントが9月の23日に終了する予定でございますので、それに合わせてお願いしたいというふうに思います。済みません、それで、多分計画策定のところには、8月27日から9月25日という形になっていたのですが、ちょっと私が調べたところだと8月の23日から……ごめんなさい。済みません、訂正いたします。パブリックコメントの期間は、8月の27日から9月25日です。当初の予定と間違えておりました。9月の25日ですので、9月25日までにいただければというふうに考えております。

以上です。

○副議長（小松伸介君） ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

62ページの6番の地方創生総合戦略の推進というところなのですが、国の2019年の指針によりますと、ソサエティ5.0の実現とかSDGsという言葉で未来技術というふうにまとめているという意味でよろしいのでしょうか。

○副議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） そのとおりです。

○副議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

そうすると、6番の地域経営の視点で取り組むというのが入っていないみたいな気がするのですが、  
どういう見解でしょうか。

○副議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 確かに国の方針で地域経営の視点で取り組むというふうな形になって  
おりますが、まだ実はまち・ひと・しごと創生のほうはこれから策定する予定でございますので、この  
辺は変わる可能性はあると思っておりますので、その辺を加味して、まだ時間がありますので直して  
いきたいと思っております。

以上です。

○副議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） そうなりますと、1期の目標というのは大体達成したということで直している  
のか、まだ1期も目標自体がある程度残っているという形の理解でよろしいのでしょうか。

○副議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

細かい面については、まち・ひと・しごとの総合戦略の会議の中で行っていくのですが、国のほう  
の動向としては、今回新しいものを入れてという形になりますので、前回は1回こし総合戦略の審議  
会にて総括して上げたいというふうに考えています。まだ完全に全部できているものとは考えており  
ません。

以上です。

○副議長（小松伸介君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

パブリックコメントが25日までということで、それまでに議会の意見を聞かせてほしいということな  
のですが、どういう意見を期待されているのでしょうか。

○副議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

一応町の指針となるものですので、議員さんたちの目を通していただいて、こういうところが抜けて  
いるというわけではないのですが、これについてはこういう方向でやってほしいという話で、前回  
たしか意見を文書の形でいただいているようなところがございましたので、それに即して、たしか  
会派ごとにいただいていたような気もするのですが、それでいただいて反映できればなというふう  
に思っています。

以上です。

○副議長（小松伸介君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

そうしますと、会派ごとだろうが何だろうが、これからそれはどういうふうにするかわかりませ  
んけれども、出てきた意見で変えることがあり得るのですか。それとも、これはもうでき上が  
ってパブリックコメントも通ったから、議会としてとにかく是とするのか非とするのか、そこ  
だけを定めろということなのか、そこをお伺いします。



○副議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えします。

変えられることはあります。まだパブリックコメントも最中でございますので、それまでに出していただければ、変えられるものは変えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（小松伸介君） 山口議員。

○議員（山口正史君） そうしますと、25日までに議会から出た場合には変えることが可能かもしれないと。それ以降は無視しますと、そういうことですね。

○副議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 文章の内容は、25日に出たものは変えられるというふうに思っていますので、あと審議会の関係等ありますので、その辺も含めて審議会に出せば、そこで認めていただいて、新たに変えることもできます。ただ、ここではなるべく25日までにいただければというふうに思っています。

以上です。

○副議長（小松伸介君） ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

32ページの達成目標なのですがすけれども、前のだと埋蔵文化財調査、文化財教育、歴史民俗資料館が平均以上になってはいますが、この達成目標が社会教育関連事業回数が1年間に800回とか1,000回になっておりますが、そうすると1日に3回とか、土日を抜かすととなると……入れてもいいのか、平均1日に3回何をやるというか、何をカウントするのかなというのをちょっと教えていただければ。

○副議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

1つ言い忘れたことがございまして、ここで機構改革がございまして、生涯福祉が社会教育に分離しております。三芳オリンピックアードにもなっているのですがすけれども、31年4月の機構改革によって部局が分離しているために、社会教育事業として密接に関係する公民館事業を加えることが妥当というふうに考えまして、現状値から努力次第で達成が可能でわかりやすい目標の1,000回という形になりましたので、公民館事業が入っているので、この数字になっているというふうになっています。

以上です。

○副議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかによろしいでしょうか。なければ、終了とさせていただきますけれども、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小松伸介君） では、以上で協議事項（1）、「第5次総合計画後期計画（案）」についてを終了とさせていただきます。担当課ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午前11時14分）

○副議長（小松伸介君） 再開いたします。

（午前 11 時 16 分）

◎意見書の調整について

○副議長（小松伸介君） 協議事項（2）のほうに移らせていただきます。

意見書の調整についてということで、提出順にご説明いただきまして、調整のほうを行ってまいりたいと思います。

まず初めに、吉村議員が提出をされましたプラスチックごみ削減対策の強化を求める意見書（案）についてご説明いただきたいと思います。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

プラスチックごみが地中海とか黒海、ユーラシア大陸の南岸、北太平洋、南太平洋、北大西洋、南大西洋、インド洋などにたまってはいますが、またマイクロプラスチックは海鳥などやウミガメ、鯨、魚など200種類以上の海の生物からも検出されています。世界では、このプラスチック、特に使い捨てのごみプラスチックについて法案の成立が続いています。フランスでは、使い捨てのプラスチック容器の使用も禁止する法案が成立し、2020年に施行するということでもあります。イギリスは、公共的な施設の飲料水の提供にペットボトルの使用を禁止しました。カナダでもプラスチック製品を扱うメーカーなどの企業に廃プラスチック再利用などの責任を負わせている方針で、ストローやポリ袋などの使い捨てプラスチック製品について、早ければ2021年に禁止する方針を表明しています。アメリカや中国では、マイボトル用の給水機が普及している。また、EUは使い捨てプラスチック製品を禁止する新たな規制を2021年までに導入することを決定しています。このように今、世界中からこの問題については取り組んでおります。

日本もことしの5月31日、プラスチック資源循環戦略を発表しました。2030年までにワンウェイのプラスチックを、これまでの努力も含め、累積で25%排出抑制するということを目指しております。ただ、私はこれは努力目標になっていて、ほかの国々のようにきちっと禁止するという、そういうところまでいっていないというふうに思います。特に問題なのは、日本は熱回収可能性も考えられているのです。世界は地球温暖化対策をするために、この熱回収が問題だと言っています。このところは、日本は今までと同じように進めようとしているので、この辺がちょっと問題かなと思っております。やっぱり他国のように使用や製造元への対応を具体的にしていかないと、本当の大量生産、大量消費、大量廃棄から抜け出せないのかなというふうに思っておりますので、ベトナムではもうプラスチックから竹のストローを販売するとか、皆さんもご存じのようにデポジット制も多くの国が導入しております。そういった目に見えるような形にしていただきたいと思ひまして、もう少し対策に積極的な戦略にしてほしいと思ひて提案させていただきます。

以上です。

○副議長（小松伸介君） ご説明ありがとうございました。

それでは、調整のほうの意見があればご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ここで言っているプラスチックというのは、エンプラも含まれるのですか。

○副議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ここで特に言っているのは、プラスチックのごみのほうで、塩ビも環境にはよくないし、有害物質の一つでありますので、やっぱりそれについても規制はしていくべきだというふうに思います。ただ、今回は特に排出の多い、そういった使い捨てのところについて重点を置いておりますけれども、できれば全体的なところでやっていければ一番いいと思っております。

○副議長（小松伸介君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

塩ビではなくて、エンプラは含まれるのかというのが質問なのですけれども。

○副議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） そこについては、ちょっともう少し研究をさせていただきたいと思います。エンプラも、ちょっとそのところに私も含まれていると思いますけれども、その辺はちょっとまだ、ちょっとこちらのほうは勉強不足もありますので、ただ先ほど言ったようにエンプラも含んでの話にしたいというふうに思います。エンプラもよくないので、そのように考えております。

○副議長（小松伸介君） 調整されるということで。

○議員（吉村美津子君） はい。

○副議長（小松伸介君） 山口議員。

○議員（山口正史君） ちなみに申し上げますと、エンプラがだめだとなると、車から何からえらい影響を受けるのです。そういう話なのか、それとも今言っている容リプラのことを指しているのか。どっちなのですか、これだとよくわからないのです。内容的には容リプラのようにも見えるけれども。

○副議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 失礼しました。容器包装プラスチックです。

○副議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） プラスチックごみが大変環境に与える影響というのは、いろんなところでというか、テレビなどを見ていると、もういつもいつもやっているのですけれども、ここに3行目に「海の生物が」というところがありますよね。「マイクロプラスチックを摂取すると」というので、「有害化学物質が体内に蓄積され、それを魚貝類として人間が食べれば人間も有害化学物質を体内に取り込むこととなります」という、これテレビでよく言っているのはよく聞くのですが、これはどこかの研究所だとか役所がそういう資料を提出しているだとか、そういう資料の名前だとかもちゃんと入れられたほうがいいと思います。でないと、何か感情的な言葉だけでここに載せてあるという形になっているので、もしここに載せられるのであれば載せていただきたい。

それと、もう一つはその次の行のところに「国民一人当たりのプラスチックごみの排出量が米国に次いで世界第2位」ということも、これも役所のちゃんと調べた資料等があるのであれば、その資料名等も出していただきたいと思います。

以上です。

○副議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） わかりました。この世界第2位というのは、こちらの先ほど言ったプラスチック資源環境戦略、その中に入っていたと思いますので、今言った点では、入れられたら入れたいと思います。

○副議長（小松伸介君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小松伸介君） では、なければ、以上で吉村議員の意見書については終了とさせていただきますと思います。

続きまして、内藤議員より提出をいただきました高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）についてお願いいたします。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

今回ちょっと一般質問等でもさせていただいたのですけれども、高齢者の安全運転支援というのがやはり喫緊の課題ではないかということで、もちろん町のほうにも求めはしたのですけれども、やはり大きな予算が伴うものということで、同じような内容なのですから、意見書という形で国のほうにも出させていただきたいと思っております。

上のほうに書いてあるのは、状況を書かせていただいておりますけれども、記のところを説明させていただきます。まず、1点目はやはり自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能が、今いろいろありますので、そういうものを、これ高齢者だけではないかもしれないのですが、特に踏み間違いを起こしている事故が多いということで、高齢者の車にこういうものをつけたらどうかということで、高齢者を対象とした購入支援策を東京都はやっておりますけれども、なかなか東京都と同じように全国でできるものではないので、これは国がしっかりと支援をしていただきたいという思いで、1点目書かせていただいております。

また、2点目なのですから、これは平成17年ごろから警視庁のほうでずっと協議をされてきたものなのですから、条件つき運転免許導入ということをもう少し真剣に調査研究をしていただきたいという思いで書かせていただきました。歩行できる場所、時間帯、また「など」と書きましたけれども、車種、そういうものも、もう高齢運転者にしっかりと限定をした免許証にしたほうがいいのかということで、これは平成17年ごろから協議はされております。しかし、まだまだ回答が出ていないという状況です。

それから、3番目は免許自主返納をしっかりと進めていくには、やはり地域公共交通ネットワークが必要ということで、なかなかこれも予算がかかるものでもありますので、免許自主返納時におけるタクシーや公共交通機関の割引制度をやっばり国としても支援していただきたいという思いで書かせていただきました。本当に三芳町の中でも、この支援というのが少しずつふえてはいるところなのですから、まだまだ足りないのかなという思いで、やはり国挙げて高齢者の運転免許保持者の安全運転支援というのを取り組んでいただきたいという思いと、地域ネットワーク、公共交通ネットワークの充実というところで、ぜひ出させていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（小松伸介君） では、ご説明いただきましたけれども、ただいまの意見書（案）につきまして、

調整部分についてご発言があれば挙手いただければと思いますが、いかがでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

上のほうの説明は除いて、記の下、今高齢者というふうには呼ばれているのですが、高齢者はまちまちな解釈があって、一般的なデータを全部調べたわけではないですけれども、75歳以上が極端に交通事故がふえるというデータもあるようなのですが、ここで言う高齢者というのが何歳かがちょっとわからないということで、このまま出すと、また80歳以上なんかやられても遅過ぎると思いますので、そこは明記されたほうがいいのではないかと思うのと、2番はちょっと別ですが、1番、3番はどちらかということ、3番のほうは自治体などが行うというのが入っていますけれども、どこが行って、どこからどこへ支援するのか。制度をつくっておしまいにしてしまって、あとは自治体でやりなさいよとされると、自治体としては非常に費用がかかるので困るので、そこをちょっと明確にしていきたいなと思うのですが。

○副議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 高齢者ということなのですけれども、大体高齢者は65歳以上なのです。それで、事故が多いのは確かに75歳以上なのですが、これ75歳以上のというよりは高齢者にしておいたほうが幅があって、東京都は70歳からやっておりますので、ここ75歳と書かないほうがいいのかという思いで、そのまま高齢者にしてあります。もちろん75歳以上は必ずやっていただきたいのですけれども、高齢者は今のところは65歳以上、もしかしたら国のほうで70歳以上に変える可能性もありますけれども、ここは75歳にしないほうがいいのかという思いでそういうふうにかかせていただきました。

それから、この自動ブレーキペダルのどうの、購入支援のほうなのですけれども、高齢者を対象として購入支援をする。これは自治体がやるようになると思いますが、自治体がやるのに対してやはり支援をいただきたいという国への要望ですので、例えば東京都は1割は高齢者からいただき、あとの9割を自動車の整備工場でしたっけ、会社のほうに、企業のほうに9割を渡すというふうに、これは都のほうがやっております、東京都で。ただ、これも自治体が、三芳町というよりは、今県も考えているのです、これを埼玉県が。だから、これも地方公共団体と入れれば、それは県も町も全部あわせて大丈夫なのかなというふうに思いますけれども、そういうふうに入れていいのであれば入れてもいいかなと思います。

以上です。

○副議長（小松伸介君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 一般的には65歳以上を高齢者と呼んでいる。75以上は後期高齢者になっていますが、今いろいろ新聞などでなると、どこが線引きされているのかわからないので、できたら高齢者は65歳以上、本当は全部入れてほしいくらいなのですけれども、それはちょっと財源的にも無理だろうとは思っているので、せめて高齢者（65歳以上）ぐらい書いていただきたいというのが、75にしろと、私逆ですから、低くしろと。

それと、あと国、県、東京都がやり始めたので、県単位で導入を検討しているというのも聞いていますが、それに対してはまた県が全部自治体に振られると、とてもではないですけれども、支え切れない事業になってしまうので、スキームとしてどういうふうに、1割負担なのか本人が、あるいは2割負担なのか、それはスキームとしての制度の問題ですから、そこまでは言いませんけれども、とにかく支援するために県に対してでもいいですけれども、国が音頭をとって積極的に財源も含めて実現可能なスキームをつくってほしいと

いうのが私の思いなのです。何とかどう文章にまとめるかはちょっと別にして、そういう考えでちょっと発言させていただきました。

○副議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

ありがとうございました。一応高齢者を対象とした購入支援策を検討し、国によりしっかりとサポートするというような、そういう言葉がもしその後につけばということで理解したのですが、それでよろしいでしょうか。

○副議長（小松伸介君） いいですか。

ほかにございますでしょうか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

2番の「限定した免許の創設」というところがありますけれども、現在高齢者の認知症検査は75歳以上になっておりますが、その免許を持っている方の権利として、新たに75歳とか80歳になって免許を取る方がいられるかどうかというのは疑問なのですけれども、そうすると今まで免許を持っていて有効なものに対して、何をもち、年になったから、あなたは限定免許にしない、なおかつ車を買いかえなければいけませんみたいなことになると、すごく費用、買いかえなければいけないお金も必要になりますし、ただでそういう装置をつけてくればオーケーということになったら、またお金がかからないのかもしれないけれども、そういう人たちの権利というか、だから認知症検査で落ちてしまった人を、あなたはこういう車しか乗れませんではまた危ないし、どういう形で考えていらっしゃるのか、ちょっとそこら辺がわからない。

○副議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 認知症検査もそうなのですけれども、更新時なのですよね、これ。更新時に、例えば74歳で更新された方は、その次の更新は何年後だっけ、今3年後でしたっけ、2年後……更新をしなければいけないときに、もう75は過ぎていくわけですよ、2年後。そのとき、70過ぎると2年になる。では、74で更新された方は認知症検査を受けていないけれども、76のときには認知症検査を受けなければいけない。そこで認知症のおそれがあれば、今度病院に行ったりだとかいろいろあるのですけれども、おそれだけでは免許にはならないのです。ちゃんとした認知症と診断が出ない限りには、免許の取り消しはないです。ということは、やはり更新のときに限定つき免許になるという考えでいいのだと思います。

以上です。

○副議長（小松伸介君） よろしいですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 今の細谷議員と全く同じなのです。2番なのですけれども、やっぱり買えない人もいるし、それから自動ブレーキもそれはいいと思うのですけれども、やっぱり欠陥車の発表もかなりありますよね。自動ブレーキではなくて、今まで車のとかあって、だからこれを、この文章だと、先ほどおっしゃっていたように、何か買いかえなさいというみたいな、そこまで行ってしまうような文章で、そこまですることは、あくまでも本人の意思というものを尊重しなければいけないので、限定した免許の創設というのはちょっとどうなのかなと思いました。

それから「走行できる場所や時間帯などを制限した条件つき」というのもわかるのですけれども、昼間とか。やっぱり夜は運転しないほうがいいと思うのですね、高齢になると。そういうのもわかるのですけれども、そういったところを制限、これはちょっと「走行できる場所や時間帯などを制限した」と、この辺ちょっともう少し説明をしていただければと思うのですけれども。

○副議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

この文言は、2年前に警視庁が始めた調査の、これ委員会か何かでずっと審議されているものなのです。まだ回答が出ていないと思うのです。やはりもう2年ぐらい前から、高齢者には限定をしたところだけ、時間だけ、または車種だけという、そんな議論がずっとされているのですけれども、なかなか今吉村議員がおっしゃったように自己の自由であるとか、そういうこともあるので、なかなかそこが進んでいないというのが確かなところですよ。でも、それをそのまま放っておいても、もう事故はふえるばかりなので、やっぱりちょっと前に進めていただきたい。もう少ししっかり協議をしていただきたいという思いもあるのです。車種を限定しろとか、場所、時間帯など制限をどうするかは、検討した後なので、検討していたのだから、もっとしっかり検討してくださいということをお願いしたいわけですよ。よろしいでしょうか。

それと、安全サポート車というのが、確かに新車に買い換えると大体サポカーなのですよ。皆さんがお乗りになっている車も新しく買い換えれば、結構もう安全装置がしっかりついているものが多いということで、ただ高齢の方たちは年金生活の中で新しい車を買おうと思っても、なかなかそんな簡単に買えるものではないので、そこは高齢の皆さんには、記の1のところでもペダル踏み間違い時の機能抑制装置をつけるときには支援をしてください、また安全サポートカーを買うときにも高齢者には支援をくださいというような書き方をしておりますので、高齢者に車乗るなということにはちょっと言えないかなというふうにも私も思っておりますので、やっぱり安全対策というのをどこかでとっていかなければいけないというところで、今のサポカーか装置を設置するかというところで2つ書かせていただきました。あとはいいですか、大丈夫ですか。

○副議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） わかることはわかるのですけれども、先ほどちょっと言ったように夜間は走行しないほうがいいし、遠くを走行するのめどうかと、わかります。そういうところはわかるのですけれども、しかしその人の生活スタイルというのもすごくあるわけなので、余り免許の創設とか制限するとか、余り縛りつけるところまでするのはどうかなと思うので、その辺もう少しやわらかくできればと思います。

以上です。

○副議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 条件つき運転免許というのは、ただここには高齢者に合わせて書いたのですけれども、例えばオートマだけしか運転できませんよだとか、そういう条件つきとか今までもたくさんあります。そんな中で、高齢者の命を守るためにはどんな条件がつけられるだろうというのを、やはり警察のほうでも調査を今しっかりやって協議もしているものなのです、それが今ちょっと頓挫してしまっている。なかなか回答が出ないという状況の中で、ちょっと促すためにも、ぜひこの文は入れておきたいなというふうにも思っております。

以上です。

○副議長（小松伸介君） ほかにございますでしょうか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 調べていると、一応高齢者の認知症検査の結果、記憶力、判断力が低くなっている方は3時間講習をすればできますということで、認知症の方は当然免許は更新できないという話なので、年齢によって皆さんそれぞれ違うと思うので、そこら辺でただ年齢がいったから、あなたは今までの普通免許が制限つき免許になりますよというようなことはなかなか難しいので、かといってこの講習を受けてちょっと危険な方はこっちにしてくださいというのも、そこら辺の線引きがちょっと難しいかなと思って、そこら辺はちょっと配慮していただければなと思います。

○副議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

一応意見書ですので、そこら辺にこんな文章が入ったらどうでしょうかというようなことを言っていただければ大変ありがたいのですけれども、先ほど山口議員から、1番のところに国または県の費用によってこういうのもやっていただくようにというようなことを書き入れたらどうかという話がありました。今、細谷議員からの意見もどこかに足すのであれば、調整ですので幾らでも調整しますので、言っていただければと思います。

○副議長（小松伸介君） ほかに。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小松伸介君） では、以上で内藤議員提出の意見書については閉じさせていただきたいと思いません。

続きまして、本名議員より提出をされました柔軟仕上げ剤など家庭用品に含まれる香料の成分表示等を求める意見書（案）についてよろしくお願いたします。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

柔軟仕上げ剤など家庭用品に含まれる香料の成分表示等を求める意見書ということですが、これにつきましては前議会、6月議会のときに請願で私が紹介議員で出させていただいた、同様の請願ありました。柔軟仕上げ剤など家庭用品に含まれる香料の成分表示並びにイソシアネートなど有害な成分の使用の制限等を求める意見書を国に提出してくださいという、そういった請願でした。これは皆さんのご賛同はいただけて、採択させていただいたのですけれども、ただいろいろご意見は頂戴いたしました。イソシアネートという有害物質を殊さら挙げるのはどうかとか、もっと調査研究や周知のほうを重視するような内容にしてほしい、あるいはまたマイクロカプセルが問題ではないかと。つまり、香料成分が非常に小さなマイクロカプセルに閉じ込めることによって、それによって香料の成分が長持ちする。しかし、香料が入っていたマイクロカプセルが環境中にばらまかれることにもなるわけです。それらの意見を入れまして、今回意見書ということで提案させていただきました。

以上です。

○副議長（小松伸介君） 説明ありがとうございました。



では、調整のほうに入らせていただきたいと思います。ご意見のある方、挙手のほうをお願いいたします。  
山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

請願のほうは私も賛成したのですが、今回のこの意見書、当初の内容とちょっと変わってきているなと思っています。まず、「香害」という言葉、これはそんなに周知されている言葉ではないと思うのと、香害はいわゆる私が意識していたのは合成香料であって、自然的ないわゆる天然のにおい。これ下手すると差別が起こります。なぜかという、海外なんかすごくひどい方いらっしゃるのですが、体臭の強い方、そういう方たちを差別する可能性もあるのです。香害、香害と言って。ですから、ここで私が賛成したのはあくまでも合成香料に対して反対。合成香料に関しては、全てを表示するというのは賛成です。そういう意味で言ったので、においのあるもの全部が何か該当するような話ではなかったはずなのですが、そこがちょっと大幅に変わってきているなというのが気になっていますが、いかがでしょう。

○副議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

「香害」という言い方なのですが、これは被害者の方々もそういう言い方していますし、だんだん社会に認知されてきた言葉なので、それを使用いたしましたけれども、それは言い方は変えることができるので、その点は検討させていただきます。

香料については、これはこの中で言っていることは合成香料です。要するに化学物質です。自然の香料については、ここでは触れていないつもりです。なので、そのあたりはわかりやすく書きかえるということであれば、その点は検討させていただきます。

○副議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

これは6月議会での請願で、私たちもこれは公明党としてもこの請願賛成させていただきました。ただし、ここに掲げてあった、裏にこれを使ったらどうかということで意見書の案文があったのですが、それについてはちょっとまだ調査研究がなされていない中で、ちょっと踏み込み過ぎではないかということで、もう少し調査研究をし、そしてその結果を周知するとか、そしてそこで結果がしっかり出た中で学校現場等にちゃんとお知らせするとか、そういうことであれば賛成はするというふうに私たちもお伝えはさせていただいたと思っております。

今回出た意見書の中で、化学物質過敏症の話なのだろうな、香りの害の話なのだろうなと思うのですけれども、何となく例えば記を見ていると、この中で賛同できるのは、香料の成分表示を義務づけることだとか、あと2番の柔軟仕上げ剤、消臭剤などを「家庭用品品質表示法」の指定品目にするくらいですかね。あとは、一番最後の香料と健康被害の因果関係の調査研究を進めるようにという、ここはわかります。しかし、1番は教育現場において香料自粛の啓発をなささいとか、あとまだはっきりとこれが原因なのだということところがまだはっきりしないところでは、まだ教育現場には持っていけないだろうと思うのです。それも、やはりまずは調査研究からだということで、前回請願には賛成をさせていただいたので、できれば本当に最初の第一歩の香りの害についての調査を進めてくださいというような、そういう書き方であれば本当に賛成ができるのですが、ちょっと今回のいろいろと盛り込まれていて、それがもう決まったことのように、先に流

れていってしまうというのはちょっと問題かなというふうにも思っています。そうなるかもしれないのですけれども、やはりまずは研究が最初、研究をしていただくということで、よろしくお願いします。

○副議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今、内藤議員おっしゃったような趣旨でのご意見だったと思います。教育現場における啓発は、ちょっとそれは踏み込み過ぎではないかと、そのようにお話は理解させていただきました。実際私の把握している範囲でも、例えば宮城県の多賀城市とか長野県の安曇野市とか、学校のほうからそのような啓発している自治体もありますけれども、内藤議員のおっしゃったところはわかりますので、その点考慮させて、考えさせていただきます。

○副議長（小松伸介君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 上の文章の真ん中ぐらいですか、マイクロプラスチックの件なのですが、ここから5行目ぐらいに、「それを吸い込み健康被害を訴える人が続出しています」となっていますが、まだ続出しているという認識は私はありません。というよりも、マイクロプラスチックが環境汚染あるいは健康被害を、要するに害を及ぼすという懸念がされているという段階だと思うので、それは懸念がされているのであれば、その懸念が取り除かれるまでは自粛するのか規制するのかすべきだとは思いますが、続出しているというところがちょっと私の見解考えると違うと。

それから、記のところの今の1番のことなのですが、教育現場において香料の自粛の啓発をすることというよりも、教育現場においては化学物質過敏症がいかに怖いものかという教育はしてほしいなと思います。ただ、これをいきなりやってしまうと、どの会社のどの柔軟剤が、仕上げ材が香料成分まじりよ、危ないよと、そういう教育になってしまうとまずいので、今ここ全体で言わなければいけないことは、化学物質過敏症の方への対応と、もう一つはこういう合成香料なんか吸っていると、普通の健常者が化学物質過敏症に陥るといえるのか、なってしまう。その危険が非常に大きいということで、そこをやっぱり着眼点にして意見書を出すのであれば私も賛成なのですが、ということで検討をお願いしたいと思います。

○副議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ただいま山口議員がおっしゃった部分は、内藤議員のおっしゃった部分とも通じる部分大きいと思います。やはり研究や周知、実態調査とか、その部分が大切ではないかと。確かにそのような皆さんの意見でもありましたので、その点検討させていただきたいと思います。

○副議長（小松伸介君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

前回さいたま市で提出をされて可決されたものについてお示しをさせていただいたと思います。その中で、とてもいい言葉で書かれていたのが、「香料と健康被害の因果関係等に関する調査研究を行った上で、その結果を周知啓発するとともに、香料成分表示を義務づけることについて検討するなど必要な措置を講ずるよう強く求める」という、本当に簡潔で、でもここから一步前進して、しっかり調査研究しなさいというのが

入っている、そういう意見書をまず第一歩は出していくべきかなと思いますので、ぜひご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

○副議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） わかりました。前向きに検討させていただきます。

○副議長（小松伸介君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小松伸介君） では、なければ、以上で本名議員の提出された意見書についても以上とさせていただきます。

なお、調整された文に関しては、あすの9時までにご提出をいただきたいというふうに思いますので、大変かもしれませんが、よろしくお願いいたします。

では、協議事項2点につきましては以上とさせていただきます。

---

#### ◎総務常任委員会

○副議長（小松伸介君） 続きまして、4番の報告事項に移ります。

まずは（1）、総務常任委員会から報告ということで、久保委員長、よろしくお願いいたしますと思います。

○総務常任委員長（久保健二君） 皆さん、お疲れさまです。総務常任委員会から1点だけご報告申し上げます。

ご報告というよりも、昨日議会初日に皆さんにご協力いただきまして避難訓練のほうを行わせていただきました。それに対しまして、いろいろと今回も課題があったかと思っておりますので、そちらのほうをまた今後委員会のほうで反省も含めて協議し、また次につなげていきたいと思っておりますので、そちらのご報告になります。ご協力のほどどうもありがとうございました。

以上です。

○副議長（小松伸介君） ありがとうございました。

ただいまの報告に対して何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小松伸介君） では、（1）は終了とさせていただきます。

---

#### ◎議会広報広聴常任委員会

○副議長（小松伸介君） 続きまして、（2）として議会広報広聴常任委員会ということで、鈴木委員長、よろしくお願いいたします。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） 鈴木です。

広報広聴常任委員会よりふれあい座談会の件で、ちょっと何点か報告させていただきます。

まず、ふれあい座談会当日の役割なのですが、今年度班分けもないということで、ちょっと日程も詰まってきているところがありますので、委員会のほうで役割のほうを決めさせていただければと思います。もし、ちょっとでも司会は、私広報の委員会ではないけれども、司会はやりたいという方等いらっしゃれば、言っていただければ、そこも委員会内で考慮したいと思っております。

2点目が、毎年ふれあい座談会（議会報告会）の資料を20ページからもう少しのしっかりしたものをつくっておりますけれども、これも委員会内で本当にここまでのものが必要なのか。大分以前ですけれども、議会だよりでやっていたこともあるので、ということについてどうしたものかという議論をしてみました。当然なかなか委員会だけでは結論出るものではないので、各会派に持ち帰ってもらって意見をいただこうとしているところです。まだ委員会内で決まっていないうですけれども、そういった細かい詳細も決まり次第、令和元年度の議会報告会の要領というものをすぐ作成しまして、皆様のレターケースのほうに入れておきたいと思います。

あと、最後にふれあい座談会のポスターですが、今定例会中に作成して皆様のレターケースに入れますので、今回この9月議会のポスターにおいてもなかなか県知事選で掲示板が埋まっていた等で、張るのがぎりぎりになってしまったということもあったとか、いろいろご苦労をおかけしているのですけれども、定例会終了後ふれあい座談会のポスターとの張りかえをお願いいたします。

以上です。

○副議長（小松伸介君） ただいまの報告に対して何かご質問等あれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

駅頭の件に関しては次回の全協でということで。よろしいですか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 1点確認なのですけれども、先ほど委員会で担当を決定の話あったかと思うのですが、その担当というのはどういう場所で決めるのか。もう一度詳しくお伺いしてよろしいですか。

○副議長（小松伸介君） 鈴木委員長。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） 鈴木です。

役割として大きくあるのが、司会と、あとは各説明ですかね、というところになるのですけれども、あとはマイク渡しとかそういったところなので、ここで決めてもいいのですけれども、きょうもなかなか時間かかるかなと思ったので、委員会のほうで、メンバーでやらせていただいてもいいのかなと思っております。ただ、各常任委員会等の報告に関しては、恐らく各委員長さんをお願いすることになるかと思っておりますので、その際はぜひご協力をお願いいたします。

○副議長（小松伸介君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小松伸介君） では、駅頭の件に関しては次回の全員協議会で協議をされるということですので、そのようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、なければ、以上で報告事項2点を終了とさせていただきます。

---

### ◎その他

○副議長（小松伸介君） 続きまして、5番のその他ですが、まず1点目、次回の全員協議会についてなのですけれども、今回は都市計画マスタープランの関係で、ちょっと定例より少し早目に実施されるような格好になるかもしれませんので、その点だけ、またちょっと日程につきましては追って連絡をさせていただきますが、一応そのような形となる可能性が高いということで知っておいていただければなというふうに思い

ますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上なのですが、ほかに。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

まず、1点目ですけども、次回は大体いつぐらいが予定なのでしょうか。それもわからないということですか。

○副議長（小松伸介君） 現時点では私も把握はしていません。申しわけありませんが。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ちなみに、なぜそんなに急いでどうこうそういうのが出てくるというのも理解していない。

○副議長（小松伸介君） マスタープランがということですか。そうですね、一応現状では私のほうでは、一応そのような形で議長からの申し出というか、伝言でということでお伝えはさせていただきました。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） わかりましたというか、わかりませんが、それはその件で。

総合計画のこっちの基本計画についてはどうすればいいのか、どうもしなくていいのかどうなのか。

○副議長（小松伸介君） その点に関しましては、会派代表者会議のほうで10日の全員協議会の説明を受けた後、またもう一度会派代表者会議で話し合うということになっておりますので、きょうの全協を受けてということで、またそれは会派代表者会議を開いた上で今後の方針が決まるということで、それは会派代表者会議に出られる皆さんに、今後の方針の案があれば伝えていただければというふうに思います。

久保議員。

○議員（久保健二君） 済みません。今、副議長のほうから会派代表者会議の話出たので1点だけ確認なのですが、マスタープランのほうも会派のほうでの協議というのが先日出ていたかと思うのですが、きょうそのご説明が執行部のほうからあるかなと思ったら今回なかったもので、そうするとマスタープランに対しての今後の協議を進めていく進め方というのが関係してくるかなと思うのですが、その辺はどういうふうにお考えなのかお伺いしてよろしいですか。

○副議長（小松伸介君） そうですね、考えというか、その件があってマスタープランの件でもう一回全協を開かなければいけないということで、済みません、議長からの伝言でいただいた件を報告させていただいただけなので、詳細についてはちょっと私も把握はしていませんので、申しわけありません。

久保議員。

○議員（久保健二君） そうすると特別委員会の設置だとか、いろいろと今後検討していくお話があるかとは思いますが、そちらに関しては、マスタープランに関しては説明が今定例会後になった場合というのが、継続審査に入れることが、なかなか説明をいただいている部分なので難しいかなと思うのですが、そのあたりというのはどうなるのでしょうか。これからの検討課題にはなっていたかと思うのですが、

○副議長（小松伸介君） ちょっと暫時休憩いたします。

（午後 零時01分）

---

○副議長（小松伸介君） 再開いたします。

（午後 零時13分）

---

○副議長（小松伸介君） 総合計画の件に関しては、皆様会派のほうで意見をまとめていただきまして、17日の火曜日までに提出をお願いいたします。その後、会派代表者会議でそれをどうするかについて議論させていただきたいと思います。日程につきましては、まだ未定ということで、また追って連絡をさせていただきます。

では、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小松伸介君） では、そのほか何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○副議長（小松伸介君） 事務局はございませんか。ないですか。

では、なければ、以上で全員協議会を終了させていただきます。

事務局にお返しいたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、大変お疲れさまでございました。

閉会につきまして、小松副議長、よろしく申し上げます。

○副議長（小松伸介君） 皆様、大変お疲れさまでした。全員協議会ということで、一般質問の後で大変ありがとうございました。総合計画につきましては、今申し上げたとおり会派でまとめていただきまして、意見のほうを17日までに取りまとめていただければというふうに思います。

暑くなったり寒くなったり、大変気候が変わりやすい時期でございますので、定例会終了までご自愛いただきまして、活動いただければと思います。

本日は大変にお疲れさまでした。

（午後 零時14分）